

令和7年度第3回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について (2) 成年後見支援ネットワーク勉強会について (3) 市民後見人の養成状況等について
日時	令和8年2月24日(火) 18時30分～19時40分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5
出席者	(構成員) 内嶋構成員、尾上構成員、小野田構成員、渡辺構成員、大木構成員、横濱構成員、柴田構成員、茂木構成員 (欠席構成員) 糸構成員、高崎構成員 (関係機関等) 茅ヶ崎市社会福祉協議会(横山事務局次長) 障がい福祉課(荒井課長補佐)、高齢福祉課(上山課長補佐) (事務局) 地域福祉課(瀧田課長、下村課長補佐、小林主事、門脇主事、大井手相談員、長谷川事務局次長補佐(市社協交流職員))
会議資料	次第 資料1 みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3素案 資料2 成年後見支援ネットワーク勉強会について 資料3 市民後見人の養成状況等について 参考資料1-1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等 参考資料1-2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等(グラフ)
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	2名

○瀧田課長

本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては日頃より本市の成年後見制度推進及びセンターの運営に当たり、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

それでは議題に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

○下村課長補佐

お手元にあります次第、それから資料1としまして、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3素案」、資料2「成年後見支援ネットワーク勉強会について」、「市民後見人育成状況」、

参考資料 1-1、参考資料 1-2、それからカラー刷りで「市民後見人通信 Vol. 5」です。

○瀧田課長

それでは本日の議題を進めて参ります。

お手元の次第の通り確認検討事項としては 3 件でございます。

はじめに (1) 第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について、事務局よりご説明いたします。

○下村課長補佐

資料 1「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン 3 素案」をお手元にご用意いただければと思います。こちらの資料は、昨年 12 月 19 日から今年 1 月 21 日までパブリックコメントを実施していた際に使用していた素案です。これまでの利用促進会議において皆様からご意見をいただき、できる限り反映したものを素案としてまとめたものです。第 2 回利用促進会議でお配りした際には修正中や作成中としていた箇所を修正、作成し、こちらの資料でパブリックコメントを実施しました。

成年後見制度利用促進基本計画の部分は 54 ページから 56 ページですが、先に 38 ページをお開きください。地域福祉プラン 3 全体の基本的な考え方をまとめているページです。地域共生社会の実現を目指して、「一人ひとりを尊重し、ともに見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を基本理念として掲げて、その基本理念を達成するために、3 つの基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」に向かって地域福祉の推進を図っていくという計画になっております。その中で成年後見制度利用促進基本計画は、基本目標 3「支え合う」に向けた主な取り組み、本人らしい暮らしを支える体制づくりとして位置付けております。その中の主な取り組みについて 54 ページから 56 ページに記載しております。

54 ページをお開きください。現行計画である地域福祉プラン 2 と比較しますと、成年後見制度利用促進基本計画に割かれているページ数は少なくなっているんですけども、大切な視点は含まれていると思っております。また文章としても、皆様からのご意見を踏まえ、わかりやすくなったと考えております。地域福祉プラン 3 全体として、読んだ方がわかりやすいということを念頭に置いて進めておりますので、細かい内容は記載がないところもあるかもしれないんですけども、成年後見制度の考え方、大切さ、そういったところが伝わればよいと思っております。

主な取り組みとしては、①成年後見制度の理解促進と適正な運用、②意思決定支援の強化、③地域連携のネットワークの機能強化、④担い手の確保及び育成・支援としております。先ほど申し上げた通り、具体的な取り組みの内容というよりも、取り組みの方向性を示している形になっているんですけども、この方向性に向かって取り組みを進めていくことで、引き続き本人の意思を大切にしながら、本人らしい暮らしを実現できるように進めていければと思います。具体的な取り組みとして、中核機関である成年後見支援センターの動き等については、利用促進会議の皆様にご意見をいただきながら、よりよい成年後見支援センターにしていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

なお、パブリックコメントの結果については、現在作成中です。12 人の方から延べ 23 件の意見をいただいております。成年後見制度利用促進基本計画に関連する部分としては、ヘルパーの入れ替わりがある中で、人権や財産のことが不安で、依頼できなくて困っている人がいると聞いているというような趣旨のご意見でして、そこは地域連携のネットワークを強化したり、成年後見制度の理解促進と適正な運用をしていくことや、各個別計画で対応していく内容だと考えておまして、計画本体を修正するという事はしておりません。また、後見の関係ではないんですけども多かった意見としては、障害者差別解消法が改正されたこと、事業者等による合理的配慮について記載すべきではないかとの意見がありました。こちらについては、計画の 8 ページから 9 ページに前計画期間における主な社会変化、法改正のページがありまして、そこに障害者差別解消法を載せたうえで合理的配慮に触れて、合理的配慮の説明については用語集に記載する方向で検討をしているところです。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○瀧田課長

成年後見制度利用促進基本計画を含む「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン 3」の現状についてご報告をさせていただきました。何か確認、ご意見などございますでしょうか。ボリ

ュームが多くて、今、この時間の中でお目通しいただくのも難しいとは存じますが、成年後見制度の部分の説明も含めて、ご意見などありましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで特にならぬようございまして、また後日お気づきのことがありましたら事務局の方に教えていただければと思います。

なお、今後の流れなんですけれども、3月に市の審議会である地域福祉推進委員会や、市社協の会議体である地域福祉活動計画推進委員会を経て、3月末に計画として公表する予定でございます。先ほど少し触れましたパブリックコメントにつきましても、意見の内容とそれに対する市の考え方などを冊子に反映した形で公表する予定でございますので、ご承知おきください。

それでは次に、(2) 成年後見支援ネットワーク勉強会について事務局よりご説明いたします。
○長谷川次長補佐

資料2の方をご覧いただければと思います。成年後見支援センターの実際の取り組み事業である勉強会についてご意見をいただければというところで、今回この資料を作成させていただきました。

まず項番1、成年後見支援センターネットワーク勉強会の趣旨と目的になりますけれども、こちらは権利擁護が必要な市民に対し適切な支援が行われるよう、関係機関相互の円滑な連携を図るためということで、開催させていただいております。内容は、成年後見制度に関する情報共有や意見交換であったり、あとは市内関係機関等より挙げられた事例を用いたグループワーク研修、形式の研修等を行うものとしております。

項番の2は、直近3年度に行った勉強会の内容です。ちょうどセンターが市庁舎の方に移転してからの3年間になります。令和5年度については、前期が9月、後期が1月、令和6年度、7年度につきましては、前期が6月、後期が12月ということで開催しました。どの年度につきましても、前期の方が後期よりも参加者の方が若干多い傾向にあるということがわかりました。

事例検討につきましては、勉強会の目的である関係機関相互の円滑な連携を図るということを実現するために、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと課題解決を考えるということをテーマに、事例を構成して検討を行って参りました。参加者の方の感想としては、様々な職種の方の意見が参考になった、それぞれの立場で物の見方が違うことを認識した、チーム支援の大切さを感じたといった意見をちょうだいしてございまして、勉強会の趣旨や目的については、ある程度参加いただいた方の皆様に伝わって実施ができていないのかと考えております。

今後取り上げたいテーマについても、参加者の方からご意見をちょうだいしました。例えば、在宅一人暮らしもしくは高齢夫婦のみで他に身寄りがない方への支援、認知症の親御さんと障がいがあるお子さんの支援といったような具体的な事例の提案であったり、意思決定支援についてであるとか、イレギュラーな対応はどうするのかといったこと、あとは後見人が決まるまでの支援、成年後見制度以外の支援といった事例検討の場面の提案であったりとか、あとは成功した事例とか失敗した事例を教えて欲しいといったような、事例に関する意見を大変多くいただきました。また、事例検討ではなく情報提供を求める意見として、国や制度の動向について発信して欲しい、制度改正によって支援がどのように変わっていくのかといったことを知りたい、士業の先生から講義をいただきたい、成年後見支援センターの役割を改めて知りたいといったような意見をちょうだいしました。実現できたら面白いとこちらで感じた意見としては、1つのテーマについて、各士業の先生方によるパネルディスカッションのようなことをお願いできればという意見です。いただいたご意見をもとに、センターとしても令和8年度以降の勉強会について検討しているところです。より地域連携のネットワークの強化に繋がるような、より発展した勉強会になるように、今日はご意見をちょうだいできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

現在検討している内容については、資料2の裏面の方に簡単に記載をさせていただいております。項番の3、まず予定ですけれども、令和8年度も令和6年度、7年度に倣いまして年2回、6月と11月位に開催できたらということで書かせていただきました。時間帯はこれまで同様に夜間の時間帯を予定できればと思っております。参加者の呼びかけについては、利用促進会議の構成員の皆様に参加者の取りまとめ等、いつもご協力いただいております。これからは構成員の皆様に加えまして、令和7年度から茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会のケアマネ部会に呼びかけをさせていただいて、ケアマネの参加もいただけるようになります。

した。また保健所にも今年度から呼びかけを始めました。そういうところにも引き続き呼びかけをさせていただきたいと思っております。テーマとしましては、参加者のご意見のところを取り上げたいテーマとして挙がっていた法改正の動向、意思決定支援、成年後見支援センターの役割や対応の状況について、成年後見制度以外の支援といったようなテーマを考えられたらというところで挙げさせていただきました。構成としましては、従来の事例検討とグループワークの他に、講義やパネルディスカッションといったところも皆様のご協力を得て検討できればと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。ぜひご意見をよろしくお願いいたします。

○瀧田課長

こちらのネットワーク勉強会につきましては、報酬もお支払いできてないところで心苦しいところもございますが、いつも皆さん熱心にご参加いただき、非常に充実した内容の勉強会になっていると感じております。よりよい勉強会にしていきたいということで、今、説明もいたしましたけれども、特に3番の今後の勉強会の内容の案について、箇条書きにしておりますけれども、そうした項目について、ご意見ご提案などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺構成員

この勉強会の今後のテーマというところ、項目3の括弧に関してお話ししたいことがあります。大和市になるんですけれども、令和5年の4月から中核機関が立ち上がりまして、中核機関の運営であるとか、地域における権利擁護、成年後見制度の推進について、関係団体・機関でのネットワーク会議が作られましたので、初年度は私がコスモスから委員として参加しておりました。ネットワーク会議の前段の準備会議の中で、茅ヶ崎の事例を参考にお話しさせていただき、社会福祉士会の田中会長からも茅ヶ崎はすごい進んでいるというようなお話もありましたので、一定そういう評価も得られていると思います。

茅ヶ崎において、行政で主催するネットワーク勉強会という形で、今までのところはグループワークを中心としてということだったと思うんですが、これは一定の評価があると思いますし、形式も悪くはないんじゃないかと思っています。グループワークというのは全員が主体になるので、講義を聞いているとどうしても受け身になりがちなんですけれども、自分も1プレーヤーとしてそのテーブルに参加して、意見を述べる機会が必ず回ってきますので、非常に実践的でいいし、お互いの顔もわかってくるし、あとそれぞれの職種や所属している事業所の性格に応じて取れる支援とかが違ってくるし、見方も違ってくるというのもわかります。私も10年ちょっと位、前身の会議体からやらせていただいておりますけれども、いろいろ地域の方々にお会いできまして、どこの現場に行ってもそのケースを主管する包括の方を最低1人は知っているというような繋がりがやはり後から生きてきますので、非常によい企画なのでぜひ今後も続けていただきたいです。

あと、どうしても法改正の動向であるとか、専門職から講義を受けたいとか、そういう話はわかるし、毎回グループワークばかりだとマンネリ化してくるところもあると思うので、目先を変えて何か取り組むというのは非常にいいと思う反面、専門職から話を聞く機会はたくさんあるだろうと、わざわざ茅ヶ崎のここでやらなくてもというのもあったりするので、せっかくの貴重な時間であれば、グループワークみたいな全員参加になるものが主体で、今まで通りでいいと思います。ただ、やはり、同じことをやってもマンネリ化してしまうところもあると思うので、参加された方の生の意見をご検討いただきながら、ちょっとこうアクセント、スパイスとして変えていくというのがいいのかなと思います。

○瀧田課長

ありがとうございます。

受け身にならない形のグループワークというのは確かに参加された方がお互い勉強になる機会だということで、今、ネットワーク勉強会で取り組んでいることをご評価いただいてありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○内嶋構成員

いくつかこういうネットワークの連絡会だとか、会議体に参加させていただいているんですが、実はグループワークはやはりマンネリ化してくるんです。あと準備する方も結構きついです。きついんだろうなというのは伺います。

ひとつご提案は、座学です。どうせやるのであれば、専門職がしゃべるのもいいんですけども、地域福祉に関連するような分野の方を呼ぶ。例えば寒川では、特別支援学校の先生をお呼びして、生徒さんが社会に出るあたりで出す方の気持ちはどうかといったことをやって、あとは地域支援をされる方を呼んできてお話をしてもらって、その地域の方を呼んできているので、親近感もあるし、結構白熱もしました。それから災害、これは南足柄でやっているんですけど、富士山が爆発したときに南足柄はどうなるのかという話を火山学者にしてもらって、溶岩が流れてくるのかこないのかとかいうような話をしてもらって、いつもと全然毛色が違うので、来てくださった方が面白いなという感じで聞かれていました。そういうのを座学でやる。

もうひとつは、座学半分グループワーク半分ですね、グループワークは座学の後だと時間がほとんどないので、凝ったことはできません。ただ、例えば今、私が何かやれと言われてたら後見だったらもう絶対改正法です。マスコミでは使いやすくなると言ってますが、改正すると、権利擁護という意味では確かに高まっているんですが、使いにくくなるんです。そうすると現場の支援者は、高齢も障がいもそうなんですけれども、今までより使いにくくなりますので、そのことがまず頭に入っていないといけないというのがひとつです。それから、それではどうすればいいのかという、やはり使わないといけない人は使わないといけないので、そのときどうやって家裁の門をくぐるのかという話になってくるので、そういうことを話しています。話をして、グループ発表か何かでコメントをもらう。そうしたらやはりここがわかっていないんだなというところがわかるので、最後に締めコメントを出すというような形で参加型の座学という形は結構使っています。用意される方の負担を減らすということでは、折衷的な座学というのはいいのかなと思います。藤沢の地域精神保健のネットワークでも、半分座学半分グループワークで、グループワークで意見交換すると顔見せにもなるので、そういう形でハイブリッドでやると、なかなか飽きがこないという感じで、先行してやられているところはそのような工夫をされています。最後はどこもネタに困ってどうしたらいいのかとなるんですけども、それはやはり外の力を借りる。要は茅ヶ崎の地域の特色を出してやれば、皆さんいろいろ地域で活動されている方はご存じだと思うので、それこそ民生委員が何をやっているのかでもいい。民生委員の苦労を話してくださいと言えば話してくれると思います。或いは生活保護の担当者呼んできて、生活保護はこういう制度ですと説明してもらって意外と知らないの、あと30分だけグループワークするという形でやると、もうこれで2つぐらいネタが挙がりましたね。意外と受けます。

○小野田構成員

今の話を聞いていて、やはりマンネリ化というのは否めないかなと思っているんですけども、年2回やっているということで、自分は前回参加できなかったんですが、ケアマネも参加してくれていて、ケアマネの中には制度をある程度わかっている方もいれば、ほとんど知らないで来られる方もいて、知識のギャップがかなりあるのではないかなと思っていて、感想としては難しいと感じる方もいれば、逆に物足りなかったという方もいるのではないかなと思っています。それで、例えば前半は、新しい方向けの入門編みたいな講義とグループワークを意識して構成していく。後半は、プロフェッショナルな難しい問題であったりとか、専門職である我々の方でも困っているような事例であったりとか、そのように色分けしていくのもひとつあるのかなと思いました。

一方で、参加者は在宅系の支援者が多いかと思うんですけど、後見人をやっていて、施設に入られている方も自分も何人か受任をしているんですけども、施設の職員やスタッフがどの程度後見についての理解があるのかとか、意思決定支援については、やはり認知症の方であったり障がいのある方であったりガイドラインが出ていますけれども、それがどの程度職員の皆さんの中で実践に活かされているのかということを考えていくと、そういう、施設系の職員に向けた発信が必要かと思います。被後見人してみると、在宅であれ、施設であれ、支援には変わりありませんので、そのような部分でのスポットの当て方ということもあると感じました。

○尾上構成員

皆さんがおっしゃっていただいたことを私もそうだなと思って聞いていました。

日程に関しては、やはり12月だと我々士業は難しいので、11月にしていただけるとありがたいと思います。あと、やはり座学だけだともったいないので、顔合わせが一番メインになるかと思うので、必ず何か交流ができる場を設けていただきたいと思います。法改正の動向は内嶋先生

からぜひお話をさらっと伺いたいなど、何でそういう改正になったかというのは意思決定支援のところとかいろいろ絡んでくると思いますので、そこはやはり少しだけでもお話を伺いたいと個人的にも思っております。テーマとしては、終活支援というのも今後取り組んでいかなければいけないところがあると思うんですけども、そういったところで、亡くなった後のこと、こういうことが困るから、今、生きてる間にやっておいたほうが良いこととか、そういったところもテーマで取り入れていただけると、亡くなった後に何もできないで困りますということが結構ありますので、そのようなところも入れていただけるとよいと思いました。

○下村課長補佐

座学、今まで事例検討ということでグループワークを中心にやらせていただいている、コメントにもあったように、その中でいろいろな方からの意見を聞けるというのがすごくよかったという意見が大半なので、グループワーク自体を残しておかないといけないというのは、今、皆様からの意見も含めて思いました。加えて、何かしらこちらから情報提供できる部分を増やしていくことが我々の力にもなると思っていますので、どういった内容をお伝えしていくか、例えば我々が持っている地域資源の話だとかということもあると思うので、そういったところも含めて検討していきたいと思っています。あと、参考にですけど対象者に関して、ここをもう少し増やしたほうが良いんじゃないかとかそういったところも、もしあればご意見いただければと思います。

○柴田構成員

昨今、障がい分野では、一部のグループホーム、特に日中支援型が権利のことだとかがおざなりなところがあると思っています。以前、相談の方で預かった案件で、対象者の方がすぐ前にいるインタビューのときに、この方は後見人がついてるんですかと聞いてこられるので、何故かと思ったら家賃保証とかをやってくれる人みたいなイメージで、そもそも後見という役割の方が何をしているかというのを知らない状態でその仕事をやられている様子でした。後見人がいてくれることが施設側の安心に繋がるというように、意味がよくわかっていないままでそのような状態になってしまっているのかと思うと、やはり茅ヶ崎の中でも、今、日中支援型グループホームが6か所と、あと介護包括型グループホームはもうちょっと数えきれない位出てきているところで、やはり利用者がそこに住まう場所で、財産管理であるとか身上保護に繋がることも多々あると思うので、まずは施設におられるスタッフの方が成年後見制度の意味をちゃんと理解していることが大事だと思うんですね。ただ、ちょっと残念なのが茅ヶ崎市にグループホーム連絡会はあるんですけども、認知症の方が加盟していなかったり、日中支援型の連絡会は存在しないので、個々に当たっていくような形になると思うんですけど、そういった部分では基幹相談支援センターを交えて、周知していけばいいのかと思います。お話を伺っていて、グループホームの方に周知してもいいのではと思ったところです。

○内嶋構成員

グループホームは虐待が増えていて、虐待件数の令和6年度の統計を見ると、グループホームが一番多く、次が放課後等デイサービスです。しかもこの2、3年の増え方がちょっと半端じゃない。なのでおっしゃる通りだと思います。

○横濱構成員

実は包括でも、ケアマネがグループホームの障がいの方の援助に一部関わるということがここ最近増えているという印象を持っていて、そういう相談も耳にしたことがあります。例えば福祉用具レンタルは介護保険扱いなので、そちらをケアマネが担うためにグループホームの中の入居者の援助に入るんですけども、グループホームの入居者と支援するスタッフの間でトラブルや口論が頻発するというような話を耳にしています。グループホームの入居者の方も強い口調になったりして、それで支援者側も苦慮する反面、強い口調になってしまうみたいな話で、ケアマネが仲裁を頼まれたりとか、そんな話があったりして、ある包括は障がいのグループホームの事業所を集めて地域ケア会議を行ったという話も聞きますから、障がい系の方々にも可能な限り声をかけていただいて、少しでも参加していただけるといいと思います。

○下村課長補佐

ありがとうございます。

対象者のことですとか、日程のこと、それからテーマのこと、いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。いただいたご意見をミックスさせるような形で、いろいろと考えて来

年度も勉強会を続けていきたいと思っておりますので、勉強会開催のときにはぜひご参加いただけると、大変ありがたいです。よろしくお願いたします。

あと、成年後見支援センターとして出前講座をやっております。いろいろと繋がりができたところに声掛けをしたりして、職員向けや利用者向けに出前講座をやっていきますので、もしちょっと説明してもらいたいとかそういったことがあれば言っていただければ、日程調整して対応していきますので、そういった情報もいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○瀧田課長

様々なご助言をありがとうございました。

では次に(3)市民後見養成事業の進捗状況について、構成員の茂木様よりご説明をお願いいたします。

○茂木構成員

市民後見人育成状況と書かれた資料をご覧くださいと思います。

まず令和8年1月末現在の登録状況と活動状況なんですけれども、修了認定者数が現時点では20名になっています。今年度5期の市民後見人養成講座を実施しているんですけれども、まだ登録段階にはなっていないので、ここでは4期生までの情報になっております。法人後見サポーターとして登録されている方は修了認定者数のうちの19名になっておりまして、この19名のうち、9名の方が生活支援員や法人後見サポーターとして活動してくださっています。正確に言うと生活支援員としては8名、法人後見サポーターとしては3名の方が活動してくださっているんですけれども、お二方は両方やっていて重複しているので、人数を9名とさせていただきます。市民後見人の案件が出たらやるとバンク登録してくださっている方も19名という形になっています。このバンク登録者19名のうち、今現在受任されている方が7名となっておりまして、過去の方も合わせると累計で9名になっています。後程また説明しますが、現在2件が新たに受任調整中という形になっています。各1期生から4期生の詳細は表をご覧くださいと思います。

次に2番目の受任調整ですが、今年度は1月に受任調整会議を1回開催させていただきまして、2件の案件を諮らせていただいております。1件が士業からの移行ケースで、もう1件が法人後見からの移行ケースということで、いずれも単独受任になっております。法人後見からの移行ケースは先ほど説明した法人後見サポーターとして活動されている方にそのまま移行ということで、すでに辞任選任の申立ての方は済ませているので、今審判待ちの状況になっています。もう1件の士業からの移行ケースに関しては、今、すでに受任中の方がもう1件受任するという形で、今回初めて2件目を持つ方が受任するという形で進めている案件になっています。ちなみに弁護士からの移行ケースという形になっています。

3番目市民後見人養成研修フォロー研修等ということなんですけれども、今年度は第5期の市民後見人養成研修を実施させていただきました。11名の方が受講されたんですけれども、1月に選考会を開きまして、7名の方が選考されたという形になっています。7名の方を対象に、来週修了証の授与式と修了認定者の名簿登録説明会を実施する予定になっています。こちらの市民後見人養成研修は過去の受講生の方にも一応任意受講の研修ということで、参加自由でお話はしていたんですけれども、残念ながら受講の方はいらっしゃいませんでした。ただ、今回からバンク登録の方々に運営サポーターとしての協力を呼びかけさせていただきました。3名の方が運営サポーターとして協力をしてくださりました。この3名の方以外にも2名が実践研修の中でご自身の活動報告をしてくださっています。運営サポーターとして協力してくださった3名の方は、空き時間や終わった時間で研修を受けている方とコミュニケーションを積極的にとってくださいます。研修の座学以外でも実際のところから研修を受けた方々はいろいろな細かいお話を聞く機会を設けることができました。

フォローアップ研修の方はここに記載のある3つを開催予定になっています。①②の方はすでに開催をいたしまして、③が来週3月5日に開催する予定になっています。①の市民後見人情報交換会は今年度から始めたものになっているんですけれども、今受任されている7名の方が全員参加されまして、いろいろな意見交換を図っていらっしゃいました。

裏面の方に行かせていただきまして、その他の研修の機会として、市の成年後見ネットワーク

勉強会の方をご案内させていただいて、毎回必ず4名以上は出てくださっていたと思います。あと県社協でも市民後見人の交流会を企画してくださって、今度3月に開催される予定です。これは県内の市民後見人になるので、茅ヶ崎以外の市町村の市民後見人も参加されるような内容になっています。その他にも市民後見人通信の発行ということで、今日別でカラー印刷でお配りをさせていただいてますけれども、修了認定者の方々に毎回情報提供と、あとは活動していない方もなるべく離れずに意識を持っていただけるようにということで、年2回発行しているものになりますが、2月にも発行させていただいたので、参考にお配りさせていただきました。

4番のその他になりますが、これとは別に現在受任されている市民後見人に関しては、報告書の作成とか、活動の中で迷いがあったときの随時相談に対応をさせていただいております。あと市民後見人の中で何名か、パソコンではなく手書きでやってらっしゃる方がいらっしゃって、計算はエクセルとかも使わずだと大変なところもあるので、私どもの法人の方で市民後見人専用の貸し出しのパソコンを整備させていただいて、予約をして使えるような状況を整えて支援をさせていただきます。

あとは年度でバンク登録者の方々には更新の面談をしておりますので、今ちょうどその面談期間中になっています。この面談の中で皆さんに来年度も更新をしていただけるかどうかということと、あわせてどういうことを今後勉強していきたいとか、どの辺りになったら動けるのかとかそういった細かいこともお聞きしながら、次の新たな受任者を増やせるようにということで、いろいろと皆さんのご意見を聞いているところになっています。

簡単ですが報告は以上になります。

○瀧田課長

茂木様ありがとうございました。

皆様から何か確認等ございますでしょうか。

○渡辺構成員

何度か同じ話を申し上げてしまっているかもしれませんが、茅ヶ崎においては、申し込まれる方が多くて修了される方も多いのかなと思っています。大和、海老名、綾瀬では大体一桁で、藤沢もようやく二桁にいったかいかないかという記憶がありますので、茅ヶ崎では5期も確か二桁近くいらっしゃったんですね。なので、なかなか素晴らしい意識が高い地域かなと思っています。

市民後見人というのはやはり国からも増やしていこうというのが大方針だったと思いますし、やはり自分の地域で困っていて、後ろ楯の方がある程度法的な裏付けを持ってお手伝いしていけば何とか自宅で暮らしていけそうだという方を近隣で支え合うということを考えると、1人でも多く増やしていきたいというのがあります。私どもも今後養成講座やフォローアップ研修の講師ですとか、どんどん積極的にご協力したいと思っていますので、ぜひこの調子で、講座をやっています、市民後見人になる意欲がある方には道が開かれていますという広報を引き続きさせていただくとともに、充実した研修を続けていただきたいと思います。隣の藤沢市は人口が2倍弱位いますけど、市民後見人の数は負けないぞという感じでぜひやっていただいて、現場でも市民後見人の方と私も連携するシーンが出てきていて、そういうのを楽しみにしていますので、ご協力はもちろんしますし、このまま推進していただきたいと思っています。

あと、私も茅ヶ崎市の中では3番目の法人後見人になると思うんですが、2022年の夏から一般社団法人をつくりまして、今、法定後見で4人目ぐらいまでお受けしている状態なので、例えば将来的には市民後見人で、さらに活動していきたい、地域に貢献していきたいという市民後見人がいらっしゃるようであれば、こちらの法人の方で受けた案件をこちらの法人の所属としてやっていただくとか、それが難しければこちらから渡すとかができると思います。私も市民後見人の規約は読んだんですけど、他の団体では後見の事業に従事できないとか、その名前では受けられないとか、専門職になったら市民後見人は駄目とか、条件があると思うんですが、そういう私がつったような市内の団体と市民後見人との協力とか連携みたいなものも、規約もよく読みながら打ち合わせを今後もし個別にさせていただければありがたいと思っています。ぜひぜひこのままのペースで拡大していただきたいと思います。

○内嶋構成員

移行ケースで弁護士からの移行があったということなんですが、差し支えない範囲でどうい

経緯だったか教えていただきたいです。

○茂木構成員

移行があった件は施設にお住まいの障がいの方なんですけども、財産も預貯金のみで取り崩しながら生活しています。最初にご家族と一緒ににお住まいだったところ施設に入られて、しばらくご家族が利用料を滞納したということがあったから最初は弁護士が後見についてとお聞きしています。ただ、今はもうそれも解消されていて、施設にお住まいなんですけど弁護士は横浜でなかなか身上保護が難しいということと、状況が落ち着いているので市民後見人に移行できないかということで、最初成年後見支援センターの方にご相談があって、市社協に案内をしてくださったので、市社協で打ち合わせをして移行に至ったというような内容になっております。

○内嶋構成員

差し支えない範囲でいいんですけども、仮に茅ヶ崎の案件で市民後見人さんが適当だろうなという人がいたら、こちらに相談するといいいよと言って中核に振っても大丈夫ですか。

○下村課長補佐

今回のケースは、弁護士の先生から市民後見人に引き継ぎたいけどどうしたらいいかというような形で相談が入ってきたんです。そこから市社協と一緒に動けた感じなんです。その流れが今はあまり定まっていないところは課題認識としてあって、今後どうしていくかというのを、市社協と一緒に考えていきたいと思っていますところなんです。

○内嶋構成員

弁護士は虐待ケースもあがってくるので、いつまでも我々がやるのかというケースは多分他の士業より多いので、もし体制を整えていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願います。

○茂木構成員

ぜひ案件があればご紹介いただければと思っているんですけども、市民後見人の登録者が、ここにも書かせていただいているんですけどバンク登録者が19名いらっしゃって、7名の方は既に受任してくださっていて、10名位の方は仕事があるということで今は受けられないような状況です。なので先ほどの士業の先生からの移行件数が2件目に突入しているというような事情もございまして、今回5期生が7名登録していただければ、また7人受けられる方が増えてくれるとは思っているんですけども、もしかしたらご相談いただいたときに受けられそうな市民後見人がいないということが起こりうる可能性もございまして、そこはご承知おきいただければと思います。

○内嶋構成員

地域の規模で横浜とも全然違いますからね。ありがとうございます。

○瀧田課長

確認検討事項3件について、様々ご意見いただきましてありがとうございます。

それでは3番のその他の方に移って参ります。(1)の次年度の成年後見支援センターの体制について、事務局よりご説明いたします。

○下村課長補佐

次年度の成年後見支援センターの体制についてご報告でございます。

成年後見支援センターについては、湘南ネットワークオンブズマンさんから引き継ぎまして、令和5年度から中核機関として分庁舎1階の現在の場所で運営をしております。日常生活自立支援事業との連携、市民の方の利便性というところを考慮して、市社協へ委託するということも検討しているところがございますが、来年度については引き続き現在の場所で、市の直営の成年後見支援センターとして運営して参ります。制度改正等も予定されていまして、中核機関の役割も拡大することが想定されます。引き続き皆様からのアドバイス等を大切にしながら中核機関として役割を果たせるようにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続けて(2)、次年度の成年後見制度利用促進会議についても説明をさせていただきます。来年度の利用促進会議については2回を予定しております。時期としては、年度が明けて早い時期に1回、そして年度の終わりに1回を予定しております。これまでの開催時期を踏まえると、6～7月と2～3月頃になるかと思っております。ただ、6月にはネットワーク勉強会を予定しております。

て、そこと同月になるのは避けたいとも考えております。実際の日程についてはまた日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。第1回の利用促進会議については、令和7年度の実績等を改めてご報告させていただきまして、令和8年度や今後の中核機関としての取り組みについてご意見、ご助言をいただきたいと考えております。

現時点の成年後見支援センターの受任受理件数等は、参考資料1-1、1-2ということで、12月末時点の数字を掲載したものをお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。簡単ですが以上でございます。

○瀧田課長

本市の成年後見制度の利用促進に向けて、この利用促進会議の皆様からのご意見やご助言をいただけることは大変貴重なものとなっております。今、次年度のご案内をさせていただきましたけれども、皆様方におかれましては、次年度も引き続き構成員の方をお引き受けいただけますと幸いです。なお、渡辺先生におかれましては、後任の方に引き受けただけると伺っておりますけれども、他の皆様は引き続きお引き受けいただけるという前提でお話をさせていただいておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは正式な依頼はまた後日事務局よりご連絡をさせていただきます。

渡辺先生、一言いただいてもよろしいでしょうか。

○渡辺構成員

お話がありました通り、コスモスとしましては、地区の方に委員を選出してくださいというような依頼を市からいただいて、誰か1人代表として出しているという建前だったものですから、今までは役員をしておりましたので、そういった立場でここに送り出してもらっていましたが、昨年の9月で役職を交代いたしましたので、後任につきましては今、地区の役員をされている行政書士が来るというような予定となっております。

先ほど触れましたが、この前身となる会議の時代から、おそらく10年位はお邪魔させていただいたと思います。本当にいろんな出合いをいただいて、地域でも先ほど申し上げたようにケースの件で走り回ればここに顔をそろえている方々に現場でお会いするという形で、こちらからもお誘いし、また誘われ、一緒に企画を考え、市の方も呼んでみて講演会をやってみたり、逆に何とか委員になってくれということでその法人の方にお呼ばれたりということで、一生懸命やって参りました。

一区切りとなりましたが、ネットワーク勉強会には参加できると思うので、お邪魔したときはよろしく願いたいのと、今後も現場の方は何とかやれる限り関わっていこうと思っていますので現場でもお会いすることがあるかと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻いただければありがたいのと同時に、コスモスの方にもご理解をいただければと思っています。今まで本当にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

○瀧田課長

ありがとうございました。これからも本市の成年後見制度の利用促進にぜひご尽力いただきますと幸いです。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

その他構成員の皆様から何かこの機会に情報提供などございますでしょうか。

それでは最後になりますけれども、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

私は、まだ1ヶ月少しございますけれども、この3月末で役職定年を迎えることとなりまして、課長職を退くことになりました。役職定年というと少し耳慣れない言葉かもしれませんが、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、市役所も今、段階的に定年を延長しております。今までは60歳で定年退職だったのが、65歳まで段階的な引き上げの途中というところでございまして、私はあと3年定年延長されるところでございますが、ただ、管理監督職については60歳の年度末で退くということになっておりますので、私もこの3月末で課長職は退くこととなります。皆様にはこの3年間、特にこの会議、皆様の熱心なご意見また非常に具体的なアドバイスをいただき、スタートし始めた成年後見制度支援センターにとって非常に大事な会議であったと思いますし、個人的には私も自分のこの先をどうしていったらよいのかというところで大変勉強になりました。法改正もありまして、成年後見支援センターもですが、市として権利擁護をどのように取り組んでいくのかということも、またしっかりと検証して取り組むというこ

とが必要になってくると思いますので、皆様には引き続き、成年後見支援センター並びに市の権利擁護の推進というところでご尽力賜れば幸いです。

なお、こちらの成年後見支援センターの担当として、皆様にもいろいろとご連絡等を差し上げたり、資料作成等しておりました小林につきましても、任期付職員という形で来ておりまして、やはり3月で任期満了ということで、地域福祉課から離れることとなります。来年度につきましても少し事務局の顔ぶれも変わりますけれども、また後任の者にはしっかりと引き継いで参りますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。今まで大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。本日も長時間にわたりありがとうございました。

以上